

八千代市消費生活センター

令和 3 年度 3 月新規受付相談状況

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	100 件	90 件	1107 件
問い合わせ	9 件	12 件	107 件
要 望	0 件	0 件	0 件
計	109 件	102 件	1214 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

3 月の新規受付相談件数は 109 件でした。相談内容としては、クーリングオフが功を奏した事例が多くあり、屋根工事契約 5 件、脱毛エステ施術契約 1 件、訪問購入契約 1 件がクーリングオフ制度により解約できました。「このままでは建物が傷む」等、訪問販売で高齢者に不安を煽るような勧誘で契約をさせたり、エステ料金の支払にローンを組ませて契約させたりしますが、いずれも本人あるいは家族が冷静に振り返り、不要な契約だと判断し、速やかにセンターに相談したことでキャンセルできた事例です。クーリングオフ期間を過ぎると、これらは契約金額が大きいだけに、その後の解約交渉は難しくなります。消費者は勧誘や契約内容に不審を少しでも感じたら、周囲やセンターにためらわず相談してください。

一方で、解約が厄介な取引に挙げられるのが定期購入契約です。主には常時スマホを携帯するような現役世代からの相談であり、断続的に受ける案件です。「お試し価格商品の申し込みが定期購入契約だと認識していなかった」との主張は通らないため、やむを得ず業者の提示する解約条件をのむことになってしまいます。

何を申し込むにしても、勧誘されて間おかずの即断即決は避けることが大切です。商品や役務についての比較検討、情報収集、周囲の意見等の活用が消費生活トラブルの予防に繋がります。